

熊本市発注工事における社会保険等未加入対策の実施について

熊本市では、社会保険等（※1）未加入対策として、令和2年（2020年）4月1日（予定）以後に公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての建設工事において、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止することとしますのでお知らせします。

※1：健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

1 「熊本市公共工事請負契約約款」の一部改正

受注者が社会保険等未加入建設業者（※2）と一次下請契約を締結することを禁止する条項（第7条の2）を新たに設けます。

※2：次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 社会保険等未加入対策の概要について

●対象工事

熊本市が発注する全ての建設工事

●実施内容

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止します。

●社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された施工体制台帳の《下請負人に関する事項》の健康保険等の加入状況の欄の記載内容から適否を判断します。



健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 ○ 未加入 ○ 適用除外 ○	厚生年金保険 加入 ○ 未加入 ○ 適用除外 ○	雇用保険 加入 ○ 未加入 ○ 適用除外 ○
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険 0000-000000

未加入・適用除外に○印のある場合または事業所整理番号等に疑義のある場合については、直接受注者や一次下請業者に内容を確認することがあります。

3 一次下請業者が社会保険等に加入していない場合の取り扱いについて

一次下請業者が、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれか一つでも、適正に加入していないことが判明した場合、下記の措置を行います。

- 受注者に対して、**指名停止措置（※3）**と**工事成績評定の減点（※4）**を行います。
- 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることについて、建設業許可権者に通報します。

ただし、当該一次下請業者を下請契約の相手方とする特別の事情（※5）を有するものと認める場合で、熊本市が指定する期間内（概ね30日程度）に、当該一次下請業者が適正に社会保険等の加入手続きを済ませ、加入確認書類（※6）を提出したときは、上記の措置は行いません。

※3：契約違反等による指名停止措置（期間は2週間以上4月以内）

※4：法令遵守等の指名停止措置等による減点（指名停止期間に応じて△10点～△20点）

※5：特別の事情とは、災害に伴う応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事等で、当該一次下請業者を下請契約の相手方としなければ契約の目的を達することができない場合等のことをいいます。

※6：加入手続きを済ませた事実を確認できる書類

（1）健康保険又は厚生年金保険について（以下のいずれか）

- ① 領収証書
- ② 社会保険料納入証明（申請）書
- ③ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書

（2）雇用保険について（以下のいずれか）

- ① 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- ② 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）
- ③ 労働保険料納入証明書

4 今後の社会保険等未加入対策について

令和3年（2021年）4月より社会保険等未加入建設業者との下請契約の禁止を、全ての下請負人まで拡大する予定です。

〈問い合わせ先〉

熊本市総務局契約監理部工事契約課 電話 328-2442